

議員提出第4号議案

放課後児童クラブの充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月16日

提出者

福井竜夫
吉野和彦
大屋俊弘

岩田浩岳
池田一
福田正明

多々納剛人
尾村利成

(別紙)

放課後児童クラブの充実を求める意見書

共働きやひとり親家庭が増え、女性の就業率が増え続ける中、放課後児童クラブの需要は今後も増加が続くと見た政府は、放課後児童クラブの受け皿を30万人増の152万人にするという目標を掲げ、2019年度から2023年度の5か年を対象とする「新・放課後子ども統合プラン」を策定したところである。

現代の子どもたちは、様々な制約の中での生活を強いられている。昔は学校が終われば子どもたち同士声を掛け合って自由に遊び、大人たちがそれとなく見守るといふ、守られた環境で家に帰るまでの時間を過ごす事が出来ていた。

放課後児童クラブは現代における子どもたちの第三の居場所。子どもの数は減るものの、需要は増える一方である。放課後、違う学年の子どもたちと一緒に遊んだり、宿題をしたり、共同生活をする中で社会での様々なルールなどを身につけるとともに、子どもの主体性や創造性を育む重要な居場所となっている。小学校までは将来生き抜くための基礎である「五感」をしっかりと鍛える生活の場というものがどうしても必要であるが、現代社会においてその場はどんどん少なくなっている。このような状況の中で、子どもたちが放課後活発に過ごせる「第三の居場所」での生活の重要性を認識し、学童保育の充実を図る為、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と給与体系の確立

支援員は短時間勤務。施設毎の給与体系も異なり給与が不十分で、十分な人員確保が困難。これが施設の運営悪化、待機児童の発生に繋がっている。

放課後児童支援員が十分な収入を得られるように、補助率のかさ上げ、給与体系の確立を含め、人員確保に向けた更なる処遇の改善や働きやすい環境の整備などについて早急に検討すること。

2 放課後児童クラブを開設・運営しやすい交付金制度の見直し

施設設備についての国の交付基準額の増額や、保育園などの社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充を図るとともに、改修や修繕にも柔軟に対応できるよう、交付金の見直しを行うなど、市町村において放課後児童クラブの充実に向けた取り組みが進むよう、制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣